

【千葉市】無償化に関する請求までの流れ（預かり保育）

1 無償化の概要

(1) 対象児童

- ア 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた3歳以上児 月額上限1. 13万円
- イ 保育の必要性の認定（給付認定）を受けた満3歳児（住民税非課税世帯） 月額上限1. 63万円

※保育の必要性の認定には就労等の要件あり

※通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化対象外

※月額上限額は利用日数に応じて変動（450円×利用日数）

①利用料	②利用日数	③上限額 (450円×②)	④無償化対象額 (①か③どちらか少ない額)	⑤実質負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,000円	9,000円	1,000円

(2) 対象園

- ア 確認申請（資料3）を行っている。
- イ 預かり保育に関する基準（資料6）を満たしている。

(3) 請求事務

以下の書類を幼保運営課に提出する必要があります。可能な限り各園で取りまとめをお願いします。

- ア 領収証兼提供証明書（資料4-3又は5-3 園が作成）
- イ 請求書（資料4-4又は5-4 保護者が作成）

【請求時期（3か月ごとの償還払い）】

A	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
B	請求していただく月 ※1	1月	4月	7月	10月
C	千葉市からお支払いする月 ※2	3月	6月	9月	12月

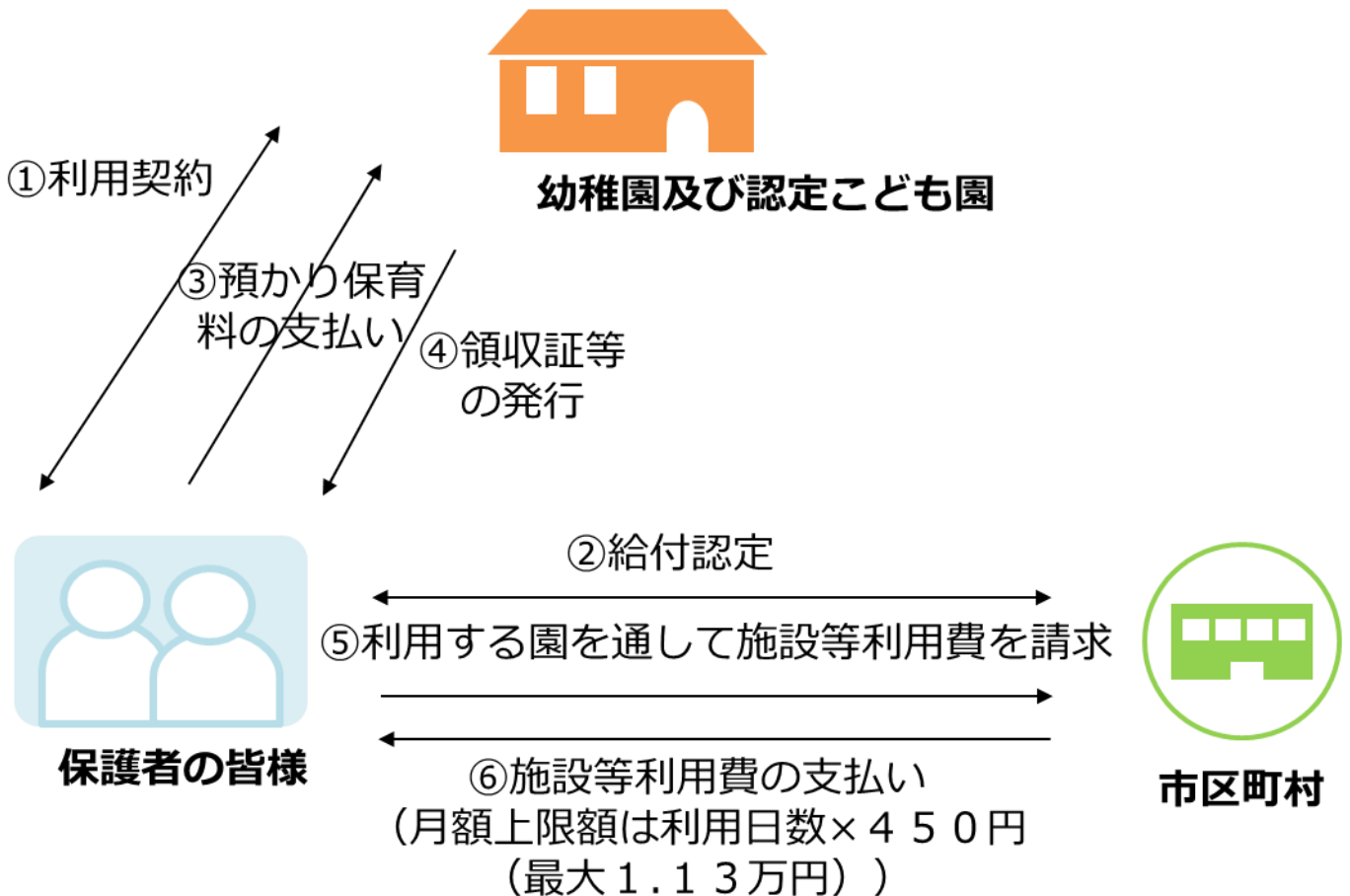
※1 各月の20日（締切日当日が土日祝日の場合は、翌開庁日が締切日）までに提出。締切日を過ぎた場合、支払いが次回分（3か月後）となる場合があります。

※2 各月の月末のお支払いとなります。

(4) 預かり保育以外が無償化の対象となる場合

預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（月額1万1,300円又は16,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

[基本的な手続きのイメージ]



※住民税非課税世帯の3歳未満児（4月1日時点）は最大1.63万円まで

2 事務の流れ

①【事業開始前 各園の皆様】

幼保運営課に対して、確認申請書（資料3）を提出していただく。

②【対象者の利用前 各園の皆様】

新規利用者向け周知文（資料4-1又は5-1）を保護者に配布していただく。

③【～「A 請求の対象となる月」の前月10日 保護者】

各区こども家庭課にて、保護者が保育の必要性の認定に係る手続きをしていただく。

④【～「A 請求の対象となる月」 保護者】

各区こども家庭課から送付された保育の必要性の認定に係る通知を、保護者が各園の皆様に提示

⑤【～「A 請求の対象となる月」 各園の皆様】

上記④で提示を受けた保護者に対し、周知文（資料4-2又は5-2）を配布

⑥【～「A 請求の対象となる月」 各園の皆様】

上記④で提示を受けた保護者に対し、領収証兼提供証明書の写しを交付（資料4-3又は5-3 3か月毎の交付でも可）。

⑦【～「B 請求していただく月」の19日 各園の皆様】

請求書（資料4-4又は5-4）及び請求書の記載例（資料4-5又は5-5）を上記②で提示を受けた保護者に対しお渡しし、各園にて回収（期日は各園にて設定）

⑧【「B 請求していただく月」の20日 各園の皆様】

幼保運営課に対し請求書（資料4-4又は5-4）及び領収証兼提供証明書（資料4-3又は5-3）の原本を提出

⑨【「C 千葉市からお支払いする月」の月末 千葉市】

幼保運営課から各保護者に振り込み（請求書（資料4-4又は5-4）に記載いただいた口座）

【再掲：請求時期（3か月ごとの償還払い）】

A	請求の対象となる月	10月～12月分	1月～3月分	4月～6月分	7月～9月分
B	請求していただく月	1月	4月	7月	10月
C	千葉市からお支払いする月	3月	6月	9月	12月

3 請求に係る留意事項

NO1 請求書の提出先

幼保運営課（窓口又は郵送での提出）

住所：〒260-0026 中央区千葉港2番1号千葉中央コミュニティセンター9階

電話：043-245-5735

NO2 請求書、領収証兼提供証明書は原本である必要があるか

幼保運営課に提出していただく請求書、領収証兼提供証明書はいずれも原本である必要があります。そのため、事務の効率化の観点から、領収証兼提供証明書については（保護者に同意を得た上で、）保護者には写しを交付し、千葉市には原本を提出していただくといった運用が考えられます。

NO3 千葉市以外に在住している児童の無償化申請について

その児童が居住する自治体により手続きや様式が異なりますので、該当する自治体に確認してください。

NO4 千葉市の在住者が市内の園と、他の認可外保育施設等を利用した場合の扱い

請求書に加え、預かり保育及び認可外保育施設等それぞれの領収証兼提供証明書の提出が必要です。

※ただし、園において十分な預かり保育（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上）を実施している場合、認可外保育施設等は無償化の対象外となりますので、認可外保育施設等の領収証兼提供証明書の提出は不要です。

NO5 預かり保育事業の実施を業者委託し保護者は当該委託先業者と契約する場合

保護者と在籍する幼稚園等との間に預かり保育事業の利用契約がなく、在籍園が委託した業者の預かりサービスを利用するだけといった場合は、在籍園における預かり保育事業を利用しているとは考えられないため、無償化の対象とはなりません。

NO6 利用は継続するが、保護者が千葉市から他市に転出する場合

転入先の市において、保育の必要性の認定（給付認定）手続きを行う必要があります。転入先の市に手続きについてご確認ください。

NO7 確認申請書は必ず提出が必要か

必ず提出が必要な書類ではございませんが、提出されない場合は無償化の対象園とはなりません。預かり保育を実施する場合は、制度趣旨に鑑み、できる限り速やかに確認申請書のご提出をお願いいたします。

NO8 請求書等の提出を保護者が怠った場合、どこまで対応すれば良いか

明確な基準はございませんが、全体に対して周知文の配布及び口頭での説明等をしていただければ、保護者個別に対する督促等は可能な範囲で結構です。

NO9 領収証兼提供証明書の様式を修正することは可能か

お配りしている様式に記載されている情報が載っていれば、様式を修正する（レイアウトの変更、記載項目の追加等）ことは可能です。

NO10 回数券を利用した場合の無償化対象経費の積算は

「1回当たりの利用料金」×「対象月の利用回数」により算出してください。

「1回当たりの利用料金」は回数券の総額を利用可能回数で除す（10円未満の端数は切り捨て。）ことにより算出してください。

例) 10,000円で10回分の回数券を購入し10月に2回、11月に3回、12月は0回利用した場合

1回分の料金は10,000円÷10回=1,000円

10月の無償化対象経費は1,000円×2回=2,000円

11月の無償化対象経費は1,000円×3回=3,000円

12月の無償化対象経費は1,000円×0回=0円

NO11 給付認定者の一覧は頂けないのか

複数の園を利用する方がおり給付認定者と利用する園の紐づけが困難なこと、システム上の制約、個人情報保護の観点等から、給付認定者の一覧を提供は致しかねます。お手数ですが、保護者からの給付認定通知により給付認定者の把握をお願いいたします。

NO12 確認申請書を提出後、一覧はHPに掲載されるのか

市HPに掲載をいたします（右記QRコードから対象ページに移動できます）。



NO13 預かり保育の無償化の額は、日ごとに利用料と基準額（1日450円）を比較して、それらを1か月分合計して計算するのか。それとも、1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算するのか。

1か月分の利用料を合計し、基準額（日数×450円）と比較して計算します。

例えば月に2日、以下のように利用した場合

①1日目 200円 ②2日目 800円 合計 1000円・・・③（①+②）

上限額は450円×2日＝900円・・・④

→ 無償化の額は、900円（③と④の低い方） 保護者の自己負担は100円となります。

NO14 園としては平日8時間以上年間200日以上を預かり保育事業を実施しているが、人材確保等の事情により定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当するか。

幼稚園・認定こども園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市区町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園・認定こども園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、園として平日8時間以上、年間200日以上を預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

NO15 定員を超える申し込みがあった場合、園の判断で利用を断ったり利用者の選定をすることは可能か。

各園が人員配置等を踏まえ設定する定員を超える預かり保育事業の利用申し込みがあった場合には、各園の判断で利用をお断りすることや、対象者を選定することは可能です。

NO16 預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、長期休業期間を含めて同額（450円）であるため、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があるが、保護者や事業者にどのように説明すれば良いか。

預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、国において年間を通じて同額（450円）と設定しております。